

「地域建設業経営強化融資制度」に係る 債権譲渡承諾事務取扱要領

第1 趣 旨

この要領は、三重県（以下「発注者」という。）が発注する建設工事を請け負う中小・中堅建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、以下「元請負人」という。）が、公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号）に基づく「地域建設業経営強化融資制度」を利用する場合における建設工事請負契約書（以下「請負契約書」という。）第5条第1項ただし書に基づく、債権譲渡承諾事務取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 債権譲渡

1 債権譲渡の対象工事

発注者が発注する建設工事とし、次の工事を除く。

(1) 債務負担行為等工期が複数年度にわたる工事。ただし、以下の工事を除く。

ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

ウ 債務負担行為に係る工事又は議会の承認を経て繰り越される工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満である工事

(2) 履行保証を付した工事のうち、発注者が役務的保証を必要とする工事

(3) 三重県低入札価格調査実施要領に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事

(4) その他元請負人の施工する能力に疑義が生じているなど発注者が債権譲渡の承諾に不適當な特別な事由がある工事

2 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、請負契約書第32条第2項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

1 (1) ウの場合においては、債権譲渡は一括して行うこととし、年度毎の分割譲渡は認めないものとする。この場合、譲渡される工事請負代金債権の額の算定に当たっては、既に支払った工事請負代金額も控除することとなるので留意すること。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、当該請負契約書第51条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、元請負人と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には元請負人が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない旨を定めるものとする。

また、変更契約等により請負代金額に増減を生じた場合には、債権譲渡額は変更後の金額とする。

3 債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（中小・中堅元請建設業者に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）を行う者とする。

なお、債権譲渡先として想定される事業協同組合又は民間事業者の名簿については、別途通知及び公開するものとする。

4 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高（1（1）アにあつては、最終年度の工事に係る出来高）が2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

5 債権譲渡の承諾手続き

(1) 発注者は、債権譲渡の承諾に当たっては、元請負人から次の申請書類等を提出させるものとする。

ア 債権譲渡承諾依頼書（様式第2号の1（1（1）ウに定める工事の場合においては様式第2号の3。以下同じ。）） 3通

イ 元請負人と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書（様式第3号）の写し 1通

ウ 工事履行報告書（様式第1号） 1通

エ 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、保証人等が当該債権譲渡を承諾したことを証する書面 1通

オ 発行日から3か月以内の元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通

(2) 発注者は、提出された申請書類等の内容を債権譲渡承諾チェックリスト等で確認のうえこれを受領し、速やかに承諾のための手続きを行うものとする。承諾後、承諾書の確定日付印欄に確定日付を、承諾番号を年度ごとに1から始まる一連番号を記載し、債権譲渡承諾書（様式第2号の1（1（1）ウに定める工事の場合においては様式第2号の3。以下同じ。））2通を元請負人及び債権譲渡先に交付するものとする。なお、債権譲渡承諾依頼書1通は保存し、債権譲渡承諾書の写しをとるものとする。

(3) 発注者は、債権譲渡の承諾を行った場合は、債権譲渡整理簿（様式第4号）により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理するものとする。

(4) 申請書類等の確認に際して留意すべき事項は以下のとおりとする。

- ア 債権譲渡承諾依頼書（様式第2号の1）及び債権譲渡契約証書（様式第3号）
譲渡対象債権の金額（申請時時点）が工事請負契約に基づき元請負人が請求出来る債権金額と一致していること等を確認すること。
 - イ 工事履行報告書（様式第1号）
工事進捗率が2分の1以上であることを工事履行報告書により確認すること。
 - ウ 元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書
債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合すること。
- (5) 元請負人及び債権譲渡先が、発注者による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書（様式第5号）を提出するものとする。
- (6) 発注者は、融資実行報告書（様式第5号）が提出された後、以後の支出決議等の際に誤った事務処理が行われることを防ぐために、既往の支出負担行為（整理）書の負担行為の相手方の欄又は適当な余白に、債権譲渡があった旨、その承諾を行った年月日、債権譲渡先の住所・氏名等及び保証方式の内容を手書きで付記するものとする（記載例参照）。
- (7) 元請負人が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、地域建設業経営強化融資制度における保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに発注者に公共工事金融保証証書の写しを提出するものとする。
- 6 債権譲渡承諾書交付までの日数等
- (1) 債権譲渡承諾書交付までの日数
発注者は、承諾を行わない場合を除き、元請負人から債権譲渡の承諾の申請書類を受理した日より7日（三重県の休日定める条例（平成元年三月二十九日三重県条例第二号）第1条に規定する県の休日を含まない。）以内に承諾するものとする。
- (2) 交付期限までに交付できない場合の措置
(1)にかかわらず、やむを得ない事情で、交付期限までに元請負人に対し債権譲渡承諾書を交付できない場合には、発注者は、その旨を速やかに元請負人に連絡するものとする。
- 7 債権譲渡の不承諾手続
- (1) 発注者は、申請に係る工事が第2の1に規定する対象工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合には、承諾を行わないものとする。この場合においては、発注者は承諾を行わない旨を速やかに元請負人に連絡するものとする。
- (2) (1)の場合には、速やかに、元請負人及び債権譲渡先に承諾しない理由を付した通知書を交付するものとする。
- 8 出来高の確認
- (1) 融資審査手続きにおいて出来高確認が必要な場合は、債権譲渡先が当該出来高確認を行うものとする。
- (2) (1)による出来高確認を行うにあたり現場確認の必要がある場合には、債権譲渡先は工事出来高査定協力依頼書（様式第6号）を提出するものとする。
- (3) (2)の工事出来高査定協力依頼書（様式第6号）の提出があった場合は、工程に支

障のない範囲内で工事現場への立ち入りを承認するものとする。

第3 工事請負代金の支払

1 債権譲渡先からの債権金額の請求

債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、以下の書類を提出させるものとする。

- (1) 工事請負代金請求書（様式第7号） 1通
- (2) 発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式第2号の1）の写し 1通
- (3) 発行日が3か月以内の債権譲渡先の印鑑証明書 1通
- (4) 債権譲渡契約証書（様式第3号）の写し 1通

債権譲渡先は発注者による検査に合格し、引渡しを行った場合にのみ、債権金額の請求ができる。

また、発注者は、提出された請求書等の内容を債権譲渡承諾チェックリスト等で確認のうえこれを受理し、所定の手続きを経て工事代金を支払うものとする。

債権譲渡が行われた場合には、それ以降は元請負人及び債権譲渡先は請負契約書に定める中間前払金及び部分払（第2の1（1）ウで定める工事に係る各会計年度末における部分払を除く。）を請求することはできないものとする。

なお、第2の1（1）ウで定める工事のうち債務負担行為に係るものについては、請負契約書第41条第1項による読替後の第35条第1項に基づく前払金についても請求することができないものとする。

2 工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき事項

- (1) 工事請負代金請求書（様式第7号）

請求金額が第2の2に規定した譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において規定されている債権金額と一致していること等を確認すること。

- (2) 債権譲渡承諾書（様式第2号の1）の写し

第2の5(4)アの規定に留意すること。

- (3) 債権譲渡先の印鑑証明書

第2の5(4)ウの規定に留意すること。

3 支払の処理手順

- (1) 支払（振込）先が債権譲渡先が変わるため、財務端末操作では、別途当該債権譲渡先について相手方登録する必要がある、「3」で始まるコードで当該金融機関を相手方登録すること。

- (2) 財務端末操作で、2(1)の振込先を債権譲渡先にするため、支出命令時の「受取人」欄に新しく登録した当該債権譲渡先のコードを入力すること。

- (3) 上記の第3の1(1)～(4)の書類に完成認定書をつけて、支出決議をうけ支払を行うこと。

第4 不正時の対応

- (1) 保証事業の監督官庁、債権譲渡先の監督官庁、振興基金、又は捜査機関等が、元請負人又は債権譲渡先が保証事業に関し不正を行ったと認めたときは、発注者は当該不正を行った元請負人又は債権譲渡先を本要領の債権譲渡承諾の対象から除外するものとする。

- (2) 元請負人又は債権譲渡先が提出した書面等が明らかに偽造・改ざん等がなされた不正なものであったときは、発注者は保証事業の監督官庁、債権譲渡先の監督官庁及び振興基金にその事実を通報するものとする。

第5 その他事項

- (1) 本制度は、健全な元請負人が積極的に活用すべきものであるため、債権譲渡を申請したことをもって、元請負人の経営状況が不安定であるとみなし、また入札の参加等で不利益な扱いをする事のないよう十分留意するものとする。
- (2) 本制度に係る債権譲渡によって、元請負人の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。
- (3) 本制度にかかる融資及び「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度（下請セーフティネット債務保証事業）」に基づく融資は、いずれかを選択して利用できるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成20年12月1日から施行することとし、平成23年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

1 この要領は、平成21年1月13日から施行することとし、平成23年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

1 この要領は、平成21年8月10日から施行することとし、平成23年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

1 この要領は、平成23年4月1日から施行することとし、平成27年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

1 この要領は、平成27年4月1日から施行することとし、平成28年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

1 この要領は、平成28年4月1日から施行することとし、平成33年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

1 この要領は、令和3年4月1日から施行することとし、令和13年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。